査証申請に必要な書類

●「新たな措置(27)」に基づくもの

【短期滞在(短期商用)】(注)

- ※日本へ出張して行う業務連絡、商談、契約調印、アフターサービス、宣伝、市場調査等、日本での 滞在日数が90日以内の報酬の伴わない活動。
- ①査証申請書(英語/韓国語)
- ②写真1枚(6ヶ月以内に撮影されたもの。縦45mm×横35mm。頭頂から顎までが概ね34mm)
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄(抄)本、または住民登録証の両面の写し(韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し)
- 5受付済証
- ⑥申請人の所属会社からのレター(申請人の氏名・役職・在職期間、日本への出張目的・用務先・出張 期間が明記されたもの)
- ⑦日本側受入機関からの招聘理由書 (PDF)
- ⑧日本側受入機関からの身元保証書 (PDF)
- ⑨日本側受入機関からの滞在予定表 (PDF)
- ⑩日本側受入機関の会社登記簿謄本(または「会社四季報」の写し)
- ⑪必要に応じ、その他渡航目的を証する書類

【短期滞在(短期商用以外)】(注)

- ①查証申請書(英語/韓国語)
- ②写真1枚(6ヶ月以内に撮影されたもの。縦45mm×横35mm。頭頂から顎までが概ね34mm)
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄(抄)本、または住民登録証の両面の写し(韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し)
- 5受付済証
- 6申請理由書
- ⑦日本側受入機関からの招聘理由書(PDF)
- ⑧日本側受入機関からの身元保証書(PDF)
- ⑨日本側受入機関からの滞在予定表 (PDF)
- ⑪その他渡航目的を証する書類

【長期滞在(就労、留学等】

- ①查証申請書(英語/韓国語)
- ②写真1枚(6ヶ月以内に撮影されたもの。縦45mm×横35mm。頭頂から顎までが概ね34mm)
- ③旅券及び身分事項頁の写し
- ④住民登録謄(抄)本、または住民登録証の両面の写し(韓国以外の国籍の方は、外国人登録証の両面の写し)
- 5受付済証
- ⑥在留資格認定証明書
- ⑦申立書(在留資格認定証明書の発行日から3ヶ月以上が経過している場合のみ)(参考様式1:週

王・留学生用、参考様式2:日本人の配偶者等、定住者等用)

(注) 韓国籍を含む以下の国籍を有する方については、<u>日本側受入機関からの招聘理由書、身元保</u> <u>証書、滞在予定表、会社登記簿謄本(または「会社四季報」の写し)を省略することができま</u> <u>す</u>。

アジア・大洋州

インドネシア、オーストラリア、韓国、シンガポール、タイ、台湾、香港、マカオ、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア

・北米・中南米

アルゼンチン、ウルグアイ、エルサルバドル、カナダ、コスタリカ、コロンビア、スリナム、チリ、ドミニカ共和国、バハマ、バルバドス、米国、ペルー、ホンジュラス、メキシコ、グアテマラ

• 欧州

アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、英国、オーストリア、オランダ、北マケドニア、キプロス、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、セルビア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポルトガル、ポーランド、マルタ、モナコ、ラトビア、リトアニア、リヒテンシュタイン、ルーマニア、ルクセンブルク、エストニア、スロバキア、ブルガリア

中東

アラブ首長国連邦、イスラエル、トルコ

・アフリカ

チュニジア、モリシャス、レソト